

DX 推進支援業務（DX 研修、助言等）プロポーザル実施要領

1 業務概要

（1）目的

各課においてデジタル技術を活用した業務効率化を実現するDX推進リーダーとして、継続的にBPR（Business Process Reengineering：業務プロセスの抜本的な見直し）を実施し、他の職員へのノウハウ共有を行うことができる職員の育成を実施するとともに、市全体での業務改善を実現するためのツール導入等の検討を目的とする。

（2）業務名

DX 推進支援業務（DX 研修、助言等）

（3）業務内容

DX 推進支援業務（DX 研修、助言等）委託仕様書のとおり

（4）業務期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

2 業務に要する費用（提案上限額）

1,963,500円（税込み）

なお、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとする。

参考見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

（1）七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱による指名停止を受けていないこと。

ア 公募型プロポーザル方式…公示日現在から受託候補者特定の日まで

イ 指名型プロポーザル方式…提出要請日から受託候補者特定の日まで

（2）地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

（3）破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民

事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 スケジュール

項目	期日	備考
公募の開始	令和8年5月19日	ホームページ
質問書の提出期限	令和8年5月22日 17時 まで	メール
質問の回答	令和8年5月26日	メール
企画提案書の提出期限	令和8年5月29日 17時 まで	持参または郵送
結果通知	令和8年6月5日	郵送
契約締結	令和8年7月1日（予定）	別途締結
業務開始	令和8年7月1日（予定）	

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年5月22日(金) 17時00分まで(必着)

(2) 提出方法

別添の質問書(様式第6号)により、メールにて提出すること。

メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

提出先メールアドレス: digital@city.nanao.lg.jp

(3) 回答日

令和8年5月26日(火)

(4) 回答方法

質問受付期間終了後、一括して取りまとめ、速やかに参加申込書に記載のメールアドレス宛に返信します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

ア DX推進支援業務プロポーザル参加申込書(様式第1号) ※原本1部

イ DX推進支援業務企画提案書表紙(様式第2号) ※原本1部

ウ 実施体制各種調書及び企画提案書等 ※原本1部、副本5部

① 会社概要及び業務実績書(様式第3号)

② 業務実施体制調書(様式第4号)

③ 業務責任者の経歴及び実績等調書(様式第5号)

④ 企画提案書(任意様式)

⑤ 参考見積書(任意様式)

(2) 提案書の作成方法

原則として日本産業規格A4版で作成すること。

(3) 提出時の注意事項

ア 副本には、提案者の法人名称等、事業者を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 正本及び副本ともに、簡易な製本を行うこと。

(4) 提出期限等

ア 提出期限

令和8年5月29日(金) 17時00分まで(必着)

イ 提出場所

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部 2 5 番地（本庁 4 階）

七尾市企画振興部デジタル戦略課

ウ 提出方法持参又は郵送によること

※ なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

7 審査方法

(1) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目審査基準配点

審査項目	審査基準	配点
業務内容の理解	業務の趣旨及び目的の理解	10点
DX マインド醸成研修	研修の充実	20点
BPR 実践研修	研修の充実	20点
フォローアップ	フォローアップ体制の充実	20点
運営体制の充実	サポート体制	10点
業務実績	過去の類似実績	10点
見積金額	金額の適切性	10点
合計点		100点

(2) 選定委員会

審査は、市が設置する DX 推進支援等業務（DX 研修、助言等）プロポーザル選定委員会において、上記（1）に定める審査基準に基づき、評価点方式により審査を実施し、最も得点の高い者を優先交渉者として決定する。なお、合計点が同一の場合は見積金額が最も低い者を優先交渉者として決定する。

8 受託候補者の決定

市は、最優秀提案者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合、契約の締結までに最優秀提案者が失格又は辞退した場合は、次位得点者を受託候補者として詳細協議を行う。

9 審査結果の公表及び通知

審査結果は、最優秀提案者の名称及び評価点の合計点について、七尾市ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

1 0 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションを実施する場合に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコ額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの

1 1 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務従事者調書（様式4）」に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 本プロポーザルに提出された書類は、七尾市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、「権利、競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報については、同条例の規定により不開示となる場合がある。

1 3 担当部署（提出・問合せ先）

七尾市企画振興部デジタル戦略課（担当：寺井）

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地（本庁4階）

TEL 0767-53-1114

FAX 0767-53-1819

e-mail digital@city.nanao.lg.jp